

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び小樽市契約規則（平成 8 年小樽市規則第 27 号）第 2 条の規定に基づき、条件付き一般競争入札について次のとおり公告します。

小樽市長 迫 俊 哉

第 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 建設部庁舎空調設備改修工事
- (2) 工事施工場所 小樽市花園 5 丁目 1 0 番 1 号
- (3) 工事完工期限 令和 9 年 3 月 1 9 日
- (4) 工事概要 目的 既設蒸気ボイラーの老朽化に伴う冷暖房設備システムの改修
規模 ・空調設備工事
・撤去工事
- (5) 週休 2 日工事 本工事は、「週休 2 日工事」の対象工事である。
受注者は契約後、月単位の週休 2 日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休 2 日に取り組む希望工事である。なお、月単位の週休 2 日が達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工に努めること。実施方法等については、「小樽市週休 2 日工事実施要領」によるものとする。

第 2 入札参加資格について

本工事の入札参加者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 小樽市指名競争入札参加資格者名簿（本公告日において登録があるもの）において工事種別「管」で登録され、かつ、「管」の等級が「A 1」等級又は「A 2」等級である者
- (2) 小樽市内に本社があること
- (3) 小樽市が発注した本公告工事と同種の建設工事（以下「同種工事」という。）において、本公告第 3 に規定する入札日（以下「本入札日」という。）前 1 年以内（以下「判定期間」という。）に完工した直近工事について、その工事成績評点が 6 5 点以上（判定期間において同種工事の実績がない場合は 6 5 点とみなす。）であること。ただし、本入札日前に実施された条件付き一般競争入札において、既にこの号の規定により入札参加資格の制限を受けた者（当該制限を受けた後に完工した直近の同種工事の工事成績評点が 6 5 点未満である者を除く。）については、この限りでない。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を有し、かつ、これらの者を配置できること。
- (5) 小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を本公告日から本工事の開札日までの間に受けていないこと
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合にあっては、その構成員が同一の入札に同時に参加していないこと
- (7) 相互に資本関係又は人的関係のある者が、同一の入札に同時に参加していないこと
- (8) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること
 - ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者
 - ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者

第 3 入札（開札）の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和 8 年 1 1 月 1 1 日（水） 1 1 時 3 0 分から
- (2) 場 所 市役所別館 4 階 第 3 委員会室
- (3) 立会人 本入札事務に関係のない職員を立会人とする。
- (4) 開札の傍聴 希望者は傍聴できる。
なお、傍聴しようとする者は、入札執行者の指示に従うこと。
入札会場にあっては、入札の執行を妨げる行為をしてはならない。入札会場の都合により、傍聴人の数を制限することがある。

第 4 現場説明会 実施しない。

第 5 予定価格 3 8 , 8 0 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含まない額）

第 6 入札保証金 免除

第 7 最低制限価格又は調査基準価格について 調査基準価格の設定あり（低入札価格調査制度を適用） 失格判断基準の設定あり

第8 現場代理人の兼任 対象工事としない

第9 設計図書等の閲覧

設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 本工事は、「小樽市設計図書等電子閲覧実施要領」の対象工事である。

- ①閲覧期間 公告の日から11月6日まで（最終日については午後5時までとする。）
※ただし申請フォーム及び閲覧フォームが運用していない時間帯を除く。
- ②閲覧場所 小樽市ホームページ内の下記担当部署の電子閲覧申請ページにおいて、本工事の電子閲覧に係る申請フォームから申請を行うこと。
- ③担当部署 小樽市建設部建築住宅課（花園5-10-1）
- ④閲覧方法 申請フォームにおいて必要な事項を申請し、申請後に提供される閲覧フォームのURL及びパスワードを用いて電子閲覧を行うこと。
- ⑤その他 設計図書等については、原則、電子閲覧とするが、事情により従来の紙での貸出しを希望する場合は、担当部署へ事前に申し出を行うこと。

(2) 設計図書等をもって現場説明会に代えるものとする。

(3) 入札参加者は、設計図書等に疑義が生じたときは、質問書（ダウンロードして作成）によりFAXで質問することができる。

①送信先 小樽市建設部建築住宅課 電 話 0134-32-4111 内 線7366
FAX 0134-32-3963

②質問締切日 令和8年11月4日（水） 17時00分

③回答方法 入札日の4日前まで、小樽市ホームページに掲載する。

第10 入札書等の郵送方法

(1) 封筒の作成

封筒の表紙をダウンロード印刷し、「長形3号」の封筒にのり付けする。（封筒の表紙には、宛先・配達指定日・工事名は記載済）

(2) 郵送する書類等（いずれも、ダウンロードして作成）

- ① 入札書
- ② 入札価格内訳書
- ③ 条件付き一般競争入札参加申請書
- ④ 資本関係・人的関係調書（関連会社がある場合に添付する）

(3) 郵便発送期限

・令和8年11月7日（土）まで

(4) 配達日の指定

・配達日は、入札（開札）日を指定すること。

(5) 郵便の送付先

・小樽市花園2丁目12番1号 小樽市財政部契約管財課まで

(6) 作成済の封筒に、必要事項を記載した(2)の書類等を入れて封をし、郵便発送期限までに、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵便局窓口から郵便の送付先あてに郵送（発送）すること。

第11 入札無効についての事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本公告第2に掲げる入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 虚偽の申請書類等を提出した入札
- (3) 本公告第10(2)に掲げる書類等が同封されていない入札
- (4) 申請書等を指定の期限までに、指定の方法により発送しなかった入札
- (5) 申請書等が指定の期日に到達しなかった入札
- (6) 封筒に工事名又は差出人が記載されていない入札
- (7) 封筒に記載の工事名又は差出人と同封された入札書及び入札価格内訳書の工事名若しくは入札者が相違する入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 予定価格を上回る額の入札
- (11) 入札価格内訳書の計算に誤りがある入札
- (12) 入札価格内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない入札
- (13) 入札価格内訳書に記載すべき事項が記載されていない入札
- (14) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (15) 訂正が容易な筆記用具で記載された入札書及び入札価格内訳書を提出した入札

- (16) 同一人が複数の入札書を提出した入札
- (17) 明らかに連合によると認められる入札
- (18) その他入札に関する条件に違反した入札
- (19) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者において無効と認めた入札

第12 最低価格入札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を最低価格入札者とする。

なお、最低制限価格を設けている場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を最低価格入札者とする。

ただし、最低価格入札者となる同価格の入札をした者が複数の場合は、あらかじめ当該入札者によるくじ引きで最低価格入札者を決定するものとし、当該入札者には、速やかにくじ引きの日時・場所を通知するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

第13 入札参加資格要件の確認及び落札者の決定

資格確認は入札（開札）会場において実施する。

- (1) 参加資格要件の確認は、最低価格入札者を決定した後、直ちに入札（開札）会場においてその者の資格の有無を確認することとする。
- (2) 確認の結果、当該最低価格入札者に資格がないと認めたときは、次順位の者を、また、その者にも資格がないと認めたときは、第3位と順に資格確認を行うものとする。
なお、次順位の者が複数の場合は、当該入札者によるくじ引きで最低価格入札者を決定するものとする。
- (3) 資格確認の結果、資格があると認めたときは、その者を落札者として決定するものとする。
ただし、調査基準価格を設定している入札にあつて最低価格が調査基準価格以下の場合や最低価格入札者となる同価格の入札をした者が複数の場合又は入札執行者が入札（開札）会場において資格確認を完了することが困難と認めたときは、落札者の決定を保留し、入札を終了することがある。
- (4) 資格確認を行う者以外の入札参加者については、資格確認は行わないものとする。

第14 確認結果の通知

- (1) 資格確認の結果、落札者を決定したときは、当該落札者に対し、電話により連絡する。
- (2) 資格確認の結果、入札参加資格がないとした最低価格入札者に対し、その旨を書面により通知する。

第15 入札結果の公表

- (1) 本公告第13(3)により落札者を決定したとき
入札（開札）終了後、速やかに契約担当課の掲示板及び小樽市ホームページにおいて公表する。
なお、小樽市ホームページにおける公表は、翌日以降になる場合がある。
- (2) 本公告第13(3)ただし書きにより落札者の決定を保留したとき
入札（開札）終了後、速やかに落札者の決定を保留した旨を（1）における場で公表し、落札者が決定次第あらためて公表する。

第16 契約について

- (1) 契約書の配付
落札者が決定した後日に契約管財課で配付する。
落札者は契約書に記名押印し、落札後7日以内に契約管財課まで、これを提出しなければならない。
- (2) 電子契約
電子契約の対象とする。
本工事は電子契約の対象工事であるため、落札者が電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出することで、電子契約に承諾し、同意したものとみなす。
その場合、落札者は前号の契約書に記名押印する方法に代えて、市が電子契約サービスにアップロードした契約書に、落札後7日以内に電子署名を行わなければならない。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上
- (4) 前金払
あり
当初の契約が200万円以上で、かつ、当初の工期が40日以上の場合は、契約金額の4割に相当する額の範囲で前金払する。さらに、当初の契約が1,000万円以上で、かつ、当初の工期が150日以上の場合は、上記前金払に加え契約金額の2割に相当する額の範囲で中間前金払する。
- (5) 部分払
あり（ただし、中間前金払との併用は不可）

第17 注意事項

- (1) やむを得ない事情により、当該入札を延期し、中止し、又は取り消す場合がある。
- (2) 入札執行に当たって、入札者がいない場合又は入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止し、又は取り消すこととする。

- (3) (1) 又は (2) により、入札を延期し、中止し、又は取り消した場合でも、申請書及び資料等の作成費用等は申請者の負担とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札参加者は、小樽市契約規則、小樽市条件付き一般競争入札実施要綱その他関係法令等の規定を承知すること。

第 18 その他

申請書類等に記載された事項は、提出者に無断で使用することはしない。

第 19 問合せ先

小樽市財政部契約管財課工事契約担当 電 話 0134-32-4111 内線237
FAX 0134-23-0675
メールアドレス keiyaku@city.otaru.lg.jp